

草稿：2012年5月28日

宇野 孝 JA2ANM

J A R L 静岡県支部、同監査指導委員会ガイドンス局
と東海総合通信局・規正用無線局により合同運用を実施

風薫る5月24日、東海総合通信局 監視課の方々と J A R L 静岡県支部、静岡県監査指導委員会、さらに J A R L 登録クラブの方々などのご参加を得て合計23名による東海総合通信局・規正用無線局と J A R L ガイドンス局との合同運用が行なわれた。南約15Kmに国道1号線、北方7Kmに新東名高速道路、これらの主要道路に挟まれた東名高速道路・浜名湖から北に分かれて走る国道362号を山側に逸れた海拔80mから奥浜名湖が一望に見渡せる浜松市細江公園内にある国民宿舎「奥浜名湖」駐車場の一角を借りての実施であった。

J A R L 東海地方本部監査長ならびに東海総合通信局監視課山崎課長のご挨拶のあと午前10時頃から合同運用が開始された。

CW、狭帯域通信使用区分における広帯域F3E通信、レピータ周波数帯域におけるシンプレックス運用などの周波数使用区別違反の運用に対し、ガイドンス局から電波法に対する違法性の指摘と遵法喚起のROMメッセージが発報され、繰り返しの指摘に応じない交信に対し、規正用無線局から電波法違反の指摘と運用停止を要請するメッセージが発報された。次々に違法・不法無線局が指摘され、運用が停止されていった。

午後3時頃までには際立った違法・不法運用が聞えなくなり、この日の運用効果を確認しながら合同運用を終了した。今回のこの運用で、一昨年11月の初回に始まり、回を重ね6回目の合同運用となった。